

決議（案）

「マルチ」共済から消費者を保護する目的で改正された新保険業法が、2006年4月から施行されました。しかし、この法律は実際には、各団体が健全に運営してきた助け合いの共済を、営利目的の保険会社と同列視し、規制の対象にするというものでした。自主共済は解散か保険会社化かの選択を強いられた結果、今年3月末の経過措置期間終了の迫るなか、次々と角早散に追い込まれています。

「共済つぶし」の背景には、不平等な日米保険合意(1994年)を根拠に、日本に対するアメリカ保険資本からの強い市場開放要求があります。新保険業法では適用除外になっている「労働組合」共済や「JA・生協」共済などが、次の規制のターゲットとしてねらわれています。

私たち開業医・登山者・商工業者・勤労市民はそれぞれに団体をつくり、目的達成の一環として会員のための共済制度を発足させ、長年にわたり運営し発展させてきました。これらの制度は、加入者の生活保障にとどまらず、地域医療や地域経済・市民生活を支える重要な役割を果たしています。全国にはさまざまな形態で、互いに助け合う共済が存在し、団体の自治に基づき健全に運営され、日本の社会に広く定着しています。仲間同士の助け合いを、強制的に営利目的の保険会社に変更させる新保険業法は、国民の自由な結社や助け合いの制度を縛るものです。私たちの願いは、各団体が自主的に行なっている共済を、今後とも従前通り健全に運営していくことです。

各団体はこれまで、新保険業法の適用除外をもとめる運動に取り組んできました。この取り組みを土台に、私たちは本日、新保険業法の適用除外を求める運動を共同して行なうため、「共済の今日と未来を考える秋田県懇話会」を結成しました。

各団体が自主的に運営している共済の存続と発展のために、次のことを求め、連携して運動をすすめます。

- 1．団体がその構成員のために自主的に運営している共済を、保険業法の適用除外とすること。
- 2．2008年3月末で終了する経過措置期間を延長すること。

2008年2月5日

共済の今日と未来を考える秋田県懇話会結成集会
(呼びかけ団体)

秋田県保険医協会
秋田県勤労者山岳連盟
秋田県商工団体連合会